

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
むつ事務所（廃止措置中）
平成27年度（第2回）保安検査報告書

平成28年2月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1)保安検査実施期間	1
(2)保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1)総合評価	1
(2)検査結果	2
(3)違反事項	2
4. 特記事項	2

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成27年12月14日(月)

至 平成27年12月18日(金)

(2) 保安検査実施者

東通原子力規制事務所

統括原子力保安検査官 館内 政昭

原子力保安検査官 足立 謹聰

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入検査、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録確認、施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目

- ① 保守管理の実施状況
- ② 保安規定に基づく記録の管理状況
- ③ 教育及び保安訓練の実施状況(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1)総合評価

今回の検査においては、「保守管理の実施状況」、「保安規定に基づく記録の管理状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

基本検査の結果、「保守管理の実施状況」については、施設の老朽化を考慮して保守管理にかかる業務が実施されていることを担当課への聴取及び「施設定期自主検査結果報告書」等の記録により確認した。

「保安規定に基づく記録の管理状況」については、保安規定に規定されている試験研究炉規則で規定されている記録が保存すべき期間確実に記録し、保管されていることを担当課への聴取及び記録により確認するとともに、その他の保安規定に規定されている記録が記録し保管されていることを抽出により確認した。また、記録の保管が問題無い状況にあることを保管現場において確認した。

「教育及び保安訓練の実施状況」については、抜き打ち検査により、保安規定及び品証規定に係る教育が、必要な対象範囲の人員に対し、確実に計画、実施していることは確認できたが、教育の受講時間が保安規定に規定している必要時間を実施し

ていない保安規定違反(監視)を確認した。

また、前回の保安巡視から今回の保安検査実施期間中までの廃止措置施設の保安活動については、日々実施している廃止措置管理状況の聴取、記録確認、施設の巡視等により、保安規定違反となる事項は認められなかった。

以上のことから、検査の結果、今回検査を行った範囲においては、保安教育の実施状況を除き、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2)検査結果

別添2参照

(3)違反事項

保安活動を行う上に置いて、力量を確保するために教育及び訓練が重要であることから、保安規定第1編第24条及び第29条に定められている所員及び協力業者への保安教育及び品質保証に係る教育が確実に計画され、実施されているか、また第1編第30条に規定されている保安訓練が確実に実施されているかについて確認するために検査を行った。

検査の結果、第1編第29条に規定される保安教育及び第1編第24条に規定される品質保証に係る教育が、必要な範囲の人員に対し計画されていることを、各課からの聴取及び「保安教育実施計画」、「課保安教育実施計画」、により確認した。

しかし、保安教育の実施状況を「平成26年度原子力第1船原子炉施設保安規定に係る課保安教育実施状況」「保安教育訓練記録票」等により照合確認した結果、保安教育の項目のうち「関係法令及び保安規定に関すること(1時間以上)」について、保安管理課員のうち7名が、原子炉施設以外の少量核燃料使用施設及び放射線施設等の保安活動にかかる教育を含めて放射線業務従事者に対する集合教育として1回1時間のみで完了としていた。原子炉施設の保安規定で規定される教育時間「1時間以上」を実施していない保安規定違反を確認した。

当該事象は安全機能及び放射線被ばくに直接関連する事項ではなく、受講者7名は、当該保安教育も含め、毎年の繰り返し教育を受講していること、むつは廃止措置中であり、核燃料物質は既に搬出され施設内に存在せず、原子力安全に及ぼす影響は小さいことから、保安規定違反(監視)とする。

本件については、事業者が、不適合処置を実施し、原因を究明するとともに再発防止を図ることを聴取したことから、今後の保安検査において改善処置の状況

を確認していく。

4. 特記事項

なし

保安検査日程

月 日	12月14日(月)	12月15日(火)	12月18日(金)
午 前	●初回会議	●検査前会議	●検査前会議
	○保守管理の実施状況	◇教育及び保安訓練の実施状況	◇教育及び保安訓練の実施状況 ●記録確認 ・運転記録 ・放射線管理記録
午 後	○保守管理の実施状況 ○保安規定に基づく記録の管理状況	◇教育及び保安訓練の実施状況 ○各検査項目に係る現場確認 ●現場巡視	●記録確認 ・運転記録 ・放射線管理記録
	● チーム会議 ● まとめ会議	● チーム会議 ● まとめ会議	● チーム会議 ● まとめ会議 ● 最終会議
勤務 時間外			

○ 基本検査項目 ◇ 抜き打ち検査項目 ● 会議等／記録確認／巡視等

検査結果(1/3)

1. 検査実施日

平成27年12月14日(月)～15日(火)

2. 検査項目

保守管理の実施状況

3. 対象となった保安規定の条文

第3編 原子炉施設の管理

第3章 保守管理

第19条 巡視

第20条 地震後の措置

第21条 施設定期自主検査

第22条 施設定期自主検査実施計画

第23条 修理

第24条 修理及び改造計画

第25条 保守結果等の報告

4. 検査結果

施設の使用が長期化していることから保安規定に基づき保守管理に係る業務が適切に実施されていること、また施設の老朽化を考慮した保守管理が行われていることを確認するため、検査を実施した。

検査の結果、保守管理に係る各種業務の実施が保安規定に基づき確実に実施されているかについて、保安規定に規定されている巡視、地震発生後の処置、施設定期自主検査ならびに修理及び改造等の保守管理業務について、その実施状況を、施設管理課への聴取及び「巡視点検記録」「施設定期自主検査結果報告」等の記録並びに現場確認により、問題無い状況にあることを確認した。

また、施設使用の長期化対策として、施設管理課において老朽化対策に係る中期的な計画を作成し、それに基づき先行的な予算取得要望を計画的に実施するとともに、予算の取得状況に合わせ都度計画の修正を行う等、施設の老朽化を見据えた中長期的な対応を採っていることを確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

基本検査結果(2/3)

1. 検査実施日

平成27年12月14日(月)

2. 検査項目

保安規定に基づく記録の管理状況

3. 対象となった保安規定の条文

第1編 総則

第3章 品質保証

第23条 文書及び記録の管理

第9章 記録及び報告

第39条 記録及び保存

別表第5 試験炉規則に基づく記録(第39条第1項関係)

4. 検査結果

保安規定に基づく記録が確実に作成され保存されることが、保安活動が適切に実施されていることを実証するため重要であることから、試験研究炉則に基づき保安規定に定められている記録の管理状況を確認するとともに、事業者が保安規定に基づき自ら行うとした記録についてその管理状況を抽出により確認し、保管現場においてそれらの記録の保管状況に問題無いことを確認するため検査を行った。

検査の結果、試験研究炉規則第6条(以下「炉規則」と呼ぶ。)で記録及び保管が要求されている記録については、保安規定及び下位文書である「文書及び記録の管理要領」においてその仕組みに問題無いこと、また炉規則に定められている記録が確実に記録され、定められた期間保管されていることを、担当課への聴取及びそれぞれの記録により確認した。

さらに、保安規定において保存をすることが定められているその他の記録についても、下位文書である「文書及び記録の管理要領」に基づき確実に記録、保管されていることを担当課からの聴取及び、選定した記録について検査し、問題無い状態であることを確認した。

また、記録の保管現場においてどのように保管されているかを確認し、問題ない状態にあることを確認した。

以上のことから、当該検査項目については、保安規定違反となる事項は認められなかった。

基本検査結果(3/3)

1. 検査実施日

平成27年12月15日(火)、18日(金)

2. 検査項目

教育及び保安訓練の実施状況(抜き打ち検査)

3. 対象となった保安規定の条文

第1編 総則

第3章 品質保証

第24条 品質保証に係る教育

第6章 保安教育及び保安訓練

第29条 保安教育実施計画

第30条 保安訓練

別表第3 品質保証に関する教育(第24条関係)

別表第4 原子炉施設の保安活動を行う者の保安教育実施方針(第29条第1項及び第4項関係)

4. 検査結果

保安活動を行う上において、力量を確保するために教育及び訓練が重要であることから、保安規定第1編第24条及び第29条に規定されている所員及び協力業者への保安教育及び品質保証に係る教育が確実に計画され、実施されているのかについて抜き打ちにより検査した。

検査において、計画について確認後、保安教育の実施状況及び事務所長への報告状況を確認したところ、保安管理課が実施した放射線業務従事者に対する保安教育において以下の状況が確認された。

- ① 平成26年度の保安教育の実施結果については、保安管理課で取りまとめていた個人毎の「平成26年度原子力第1船原子炉施設保安規定に係る課保安教育実施状況」により確認したところ、対象9名中5名が6月4日、2名が10日の集合教育参加し、保安規定第1編第29条に規定する教育項目のうち「関係法令及び保安規定に関すること」の項目として1時間の教育を受講していたことを確認した。
なお、当該記録は、保安管理課が教育受講時間の実施状況の把握のために作成していたものである。
- ② 6月10日教育受講について、保安規定の下位文書である「むつ事務所放射線安全取扱手引」(以下「安取手引」という。)により規定された個々の日の教育結果の記録「保安教育訓練記録票」により確認したところ、上記該当者2名が集合教育を受講し、「関係法令及び保安規定に関すること」と「非常の場合に採るべき処置に関すること」の2項目を合わせて2時間の教育を受講していたことを確認した。

- ③ その時の集合教育の時程表である「平成26年度所内合同保安教育プログラム」により、「関係法令及び保安規定に関すること」の教育を、保安規定に要求されている1時間以上の教育に対し、9時40分から10時40分の1時間で計画していたことを確認した。
- ④ 「平成26年度所内合同教育プログラム」の実施項目のうち「関係法令及び保安規定に関すること」のうち教育内容を確認したところ、下記のとおりであった。
- ・ 原子炉施設における法令遵守及び安全文化の醸成に関すること。
 - ・ 原子力関連の法令概要に関すること(A01-1※、A11-1※)
 - ・ 放射線障害防止の法令に関すること(B03※)
 - ・ 保安規定の保安管理体制、品質保証、保安教育、記録及び報告等に関すること(A01-2※)
 - ・ 少量規則の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関すること(A11-2)
 - ・ 放射線障害予防規定に関すること(B04※)
 - ・ 国際規制物質の計量管理業務に関すること。
- ※ 安取手引の第5.9表(保安規定等に基づく教育訓練等の記載科目記号一覧)では、A01-1及びA01-2は原子炉施設、A11-1及びA11-2は少量核燃料使用施設、B-03及びB04は放射線施設に係る「関係法令及び保安規定等に関すること」の教育であると位置付けている。
- ※ 少量核燃料使用施設は大湊に存在し、関根施設には同業務は存在しない。
- ⑤ 集合教育の教育内容は、「関係法令及び保安規定に関すること」の教育では④に記述してあるように、原子炉施設にかかる教育の他に少量核燃料使用施設及び放射線施設にかかる教育も含めて1時間であったことを確認した。

同教育のみを1回しか受講していない者7名については、原子炉施設に係る教育以外の教育を含めて1時間しか実施していないことから、原子炉施設にかかる教育を1時間以上受講したとは言えない。

保安規定に規定されている保安教育については、試験研究炉規則第37条で実施項目が指定され、必要な教育時間についても、核燃料物質等取扱業務特別教育規定(平成12年1月20日労働省告示第1号)の基準の時間数が記載され、それを元に事業者が保安規定で定めたものである。

その保安規定に基づく保安教育の教育時間が不十分であることは、保安規定第1編第29条第3項が遵守されていないと考える。

原因は、事業者が、「関係法令及び保安規定に関すること」に他の施設での教育内容を原子炉施設の教育内容に内包できると認識し、自ら定めた安取手引の記載内容を十分理解していなかったことが発生した原因の主因であると考えられる。

当該事象は安全機能及び放射線被ばくに直接関連する事項ではなく、受講者7名は、当該保安教育も含め、毎年の繰り返し教育を受講していること、むつは廃止措置中であり、核燃料物質は既に搬出され施設内に存在せず、原子力安全に及ぼす影響は小さいことから、保安規定違反(監視)とする。

事業者は、本事象に対し、不適合処置を実施し、原因を究明し、再発防止対策を採るとしていることから、今後の保安検査において事業者の行う改善措置の実施状況を確認していくこととする。